

2020.6.23 遠藤元一弁護士による特別 WEB セミナー

「監査役の視点からみた JDI 調査報告書」における学習と感想メモ

1. はじめに

私は、2019年4月あたりから、日の丸液晶連合 JDI が経営危機に陥り、各種の金融支援が二転三転する状況の新聞記事等の切り抜きをファイルしながら興味を持って見ていました。12月に入りいちごアセットが支援することでようやく再建の筋道が見えてきたかと思っているうちに、不正会計問題が報道されるようになり、第三者委員会の調査報告書を待っていました。

2020年4月13日に公開された第三者委員会の調査報告書の要約版をまず読んでみましたが、各種の疑問がわいてきました。

- ① 各種の不正会計処理（調査報告書では「不適切な会計処理」となっています）をある四半期に行っていますが、翌或いは翌々四半期に解消処理して、通期での影響がほとんどないものもあり、何のためにこのような不正処理を繰り返すのだろうか？
- ② この調査報告書では、不正会計処理の直接的原因を内部告発者である A 氏自身が主導したものと結論付けていますが、経理・管理統括部長でしかない A 氏がいくら数値の操作を主導できる立場だとしても、会社の損益上大きな影響ある会計数値の変更に対して、CFO 及び経営陣が知らないうちに出来るものであろうか？ 上位者のお墨付きなしで、この犯罪のプレッシャーに耐えられるものであろうか？ その見返りはなかったのでしょうか？ また、A 氏が経理上の全権を掌握していたとしても、実務は課長以下の部下が担当するわけであり、彼らでも不適切な会計処理は察知できるはずであり、内部監査部門や CFO あるいは監査役に情報が伝わらないことが在るのだろうか？（あとで、ネット記事や調査報告書原文から A 氏の 5 億円強の着服の話を知ります）
- ③ A 氏が上司である CFO の J 氏を守るゆがんだ正義感を抱いた、とのコメントもありますが、本当のプレッシャーはもっと上部の CEO、さらに大株主の INCJ（旧産業革新機構）からもあったのではないかと。特に、2015年～2016年にかけて 100 億円規模の在庫の不正資産計上時期の CEO 会長の C 氏からのプレッシャーと C 氏が経産省の仲介により JDI トップ 入りしている経緯が影響しているのでは？
- ④ A 氏在職中には本社の経理部門に原則として内部監査が実施されなかった、とありますが、そんなことが 1 部上場会社でありうるのか？ C 会長時代の 2016 年 3 月期の有価証券報告書によれば、内部監査室への指示は社長（COO）ではなくて会長（CEO）となっていますし、売上高 1 兆円規模の JDI の内部監査室員は専任 2 名と記載されています。内部監査部門は本当に機能していたのか気になりました。なお、2019 年 3 月期の有報では、内部監査室員は専任 5 名と強化されています。
- ⑤ 不正疑義 16 項目のうち、4 つの項目が「不存在」と結論付けられていますが、その根拠が不明です。
- ⑥ 2018 年 3 月期第 4 四半期の白山工場の減損処理の結論が「不適切な会計処理と認められなかった」となっており、その結論の論理構成が全く理解出来ませんでした。

これら以外にも、不明な点が多々あったわけですが、2020.5.12 朝日新聞 digital 版に、第三者委員会報告書格付委員会の評価結果が掲載されており、メンバー 8 人中 7 人が「F（不合格）」で 1 人が最低点の「D」であることを知りました。八田進二先生は「横領問題を行った点での調査がされてない」、国広 正先生は「知りたい真因である国策会社の特殊性が及ぼす影響にこたえていない」として、「F」評価でした。

そこで、私は、「調査報告書」原文を精読し、また理解を早くするために、インシャル表記されている CEO, COO, CFO、監査役他の氏名と略歴を調べ、添付の別紙 1 にまとめました。そして、時系列的に事案を理解するために、A 氏をめぐる JDI 関連の経緯を別紙 2 にまとめました。そこで、また新たな疑問が出てまいりました。

2. 調査報告書のあいまいな点について

調査報告書は、100 億円規模の架空在庫の計上や、滞留・過剰在庫の評価減の不正回避、その他の費用や損失の先送りや資産化などの多くの「不正会計処理」を指摘しています。併せて、2014 年 3 月期から 2020 年 3 月期第 2 四半期（4～9 月）までの 6 年半の決算訂正を行っています。しかし、2014 年 3 月期の訂正有報に監査法人（あずさ監査法人）の意見表明はなく（意見不表明）、2015 年 3 月期～2017 年 3 月期の訂正有報（及び

訂正各四半期報告書）は限定付き適正としています。無条件で適正意見を出すだけの十分な資料が得られなかったことが理由と思われれます。この調査報告書の中では、監査法人（あずさ監査法人）の見解がほとんど紹介されていないのは、どうしてでしょうか。

JDI は、日立・東芝・ソニー 3 社の中小型ディスプレイ事業を、官製ファクトリーの産業革新機構（現 INJC）が主導し統合して 2012 年に誕生した「日の丸液晶メーカー」ですが、そうした企業がなぜ発足間もない時期から不正会計を繰り返したのか。今後、証券取引所がどういう処分を下すのか、或いは処分しないのかが注目されます。

さて、この調査報告書は、140 ページ+別紙 6 ページの膨大な内容で、2012 年 4 月の事業開始から 2019 年 9 月までを対象に、JDI の役員と従業員 98 名へのインタビューと 45 名の役職員のメールの復元調査を実施し、細かい事実の説明は丁寧にまとめ上げていますが、意識してそうしているのかどうかは分かりませんが、肝心な部分であいまいな結論にしているところがいくつかあります。

1) 不正会計処理の責任は本当に A 氏だけにあるのだろうか？

① 不正会計処理のきっかけは CFO の指示からではなかったのか？

- ・ A 氏の告発は「経営陣の指示で不適切会計を行った」というものでしたが、調査報告書では経営陣の指示の存在は一部認めてはいますが、その責任については、切込みがされていません。
- ・ 2012 年 12 月に前職の上司であった J 氏（執行役員 CFO の西康弘氏）から A 氏らに 2013 年 3 月期通期の黒字化のための相談や依頼があり、更に A 氏の提案が B 氏（代表取締役社長 CEO の大塚周一氏）に伝えられ賛辞までであったことが 79 ページに記載されています。さらに、2014 年 3 月の JDI の東証 1 部上場の直前の 2013 年 3 月期の黒字化のために西 CFO からの指示と思われる固定資産の取得原価への不適切な参入処理が（調査報告書では誤謬と認定）、80、81 ページに記載されています。
- ・ 西 CFO の後任の K 氏（執行役員 CFO の吉田恵一氏）も、2016 年 3 月頃 A 氏に対して業務委託費用の資産化の検討を依頼しています。（81 ページ）
- ・ さらに、K 氏の後任の L 氏（執行役員 CFO の大島隆宣氏）は、CFO 就任前から在庫の架空計上の実施について、経理担当者との話から聞いており、CFO 就任後に不適切な会計処理は辞めるべきとして、架空計上分の縮小の提案もしており、2017 年 4 月～2018 年 9 月にかけて架空計上分約 100 億円を解消しています。この解消処理には A 氏も指示しています。（38～39 ページ）このことは、不正会計処理の話は、経理部門内や CFO 含めた役員間で、かなり共有されていた可能性を示しており、中にはこの不正会計処理に対して、懸念や異議を持っている人員の存在も窺い知れることでもあります。
- ・ これら不正会計処理に関しては、当時の代表取締役会長 C 氏（本間 充 CEO）も直接 A 氏に営業利益達成のためプレッシャーをかけていたこともあったようです。（126 ページ）また、あずさ監査法人が、仕掛品の架空計上がなされた仕掛品残高証明をチェックしようとしたことがありましたが、JDI 経理担当者の改ざんデータ等により見抜けなかったとあります。（40 ページ）担当監査法人の能力は別として、責任は問われないのでしょうか？

② 本間 充会長 CEO は何故、四半期予想営業利益にこだわり続けたのか？

- ・2015年6月に代表取締役会長 CEO に就任した本間 充氏は、四半期ごとの業績予想を公表して、その達成を社内に厳しく要求していました。特に予想営業利益へのこだわりが強かったようで、四半期末の数日前に、予想営業利益が100億円近く未達であったのに、予想額の達成を要求したりして、経理部門へのプレッシャーが不正会計処理への示唆になったのではないかと推測されます。(125～126ページ)
- ・JDIの準備会社時代から社長を務め、JDI初代の代表取締役社長 CEO (2013年4月～2015年6月)であったB氏(大塚周一氏)の頃は、特にINCJがJDIの経営陣・幹部に対して実現が容易でない営業利益を掲げ、その達成を強く求めていました。結果として、大塚社長の時期には、対外発表した予想営業利益は毎回未達でした。
- ・大塚氏の後にCEOに就任したのが(2015年6月～2017年6月)、代表取締役会長として請われてJDI入りした本間 充氏でした。代表取締役社長はG氏(有賀修二氏 COO)が昇格しました。
- ・この本間氏は、元三洋電機副社長で、「三洋の電池の顔」と称される程の電池事業で大活躍をした人です。その後、三洋が経営不振から銀行管理となり、三井住友FGやゴールドマンサックスから副社長が送り込まれた後でも、生え抜きで唯一の副社長として、将来の社長候補筆頭と目されていました。その後、三洋がパナソニックに吸収されると、パナソニック津賀一宏社長とそりが合わず2013年に退社します。そこで、経産省が産業革新機構を介して、ソニー、日産、NECの電池事業を経営統合して「日の丸電池統合計画」を企画し、本間氏をトップに据えようとしていました。結局、ソニーが離脱しこの計画は白紙化します。こうして、借りがある産業革新機構は、「日の丸液晶」JDIの新設される会長 CEO 職として本間氏を取り込んだ訳です。電池から液晶では畑違いの無理があったのでしょうか。JDIにおける本間氏の使命は、シャープの液晶事業をJDIに統合することでしたが、シャープは台湾の鴻海精密工業に奪われました。こうなりますと、本間氏としては、赤字続きのJDI本体の黒字化をどうしても達成する必要がある訳です。
- ・こうして、本間 CEO は、四半期ごとに予想営業利益を公表し、業績予想が下方修正されないよう、目標達成へのあらゆるプレッシャーをかけ続けるのですが、残念ながら赤字経営が続きました。
- ・ちなみに、本間氏の後任のD氏(代表取締役会長 CEO の東入來信博氏)(2017年6月～2019年5月)の時期でも、四半期の営業損益はほとんど赤字で、中国・台湾の企業連合からの金融支援の交渉でプレッシャーが大きな時期でもありました。こうして、A氏にとっては、JDIの歴代CEOである、大塚、本間、東入來氏のもとで、営業利益至上主義の大きなプレッシャーにより営業損益の水増しの工作を発案・実行せざるを得なかったとみられます。(127ページ)
- ・参考までに、東入來会長 CEO の後は、月崎義幸氏(E氏)、菊岡 稔氏(F氏)共に、代表取締役社長がCEOとなっています。現在の代表取締役会長のスコット・キャロン氏は最大出資者いちごアセット社長ですがCEOにはなっていません。また、COOは有賀修二社長(G氏)、月崎義幸社長(E氏)のあとは、沼沢禎寛専務(H氏)や植木俊博執行役員(I氏)と格落ちとなり、2020年6月からは空位となりました。歴代CFOは全て執行役員で、取締役の職位が担当していません。(別紙1参照)

③ A氏の「男気」が歪んだ正義感を生んで、不正会計処理を行ったのか？

- ・調査報告書では、「A氏は業績不振にあえぐ会社を何とかしたい、上長であるCFOを守らねばならないという「男気」が歪んだ正義感を抱き、不適切会計処理を正当化したものと考えられる」と結論付けています。(122ページ～124ページ)
- ・この点は、大方の人が違和感を持つところです。山口利昭弁護士が、2020年4月17日「ビジ初法務

の部屋」にて述べられている通り、「A氏は横領事件と不適切会計事件の両方に手を染めています。一方は私利私欲のため、もう一方は業績が悪化している会社のためです。この2つの動機は両立するものでしょうか?」「もし2つの動機が両立するのであれば、その両立を合理的に説明できるほどの真因分析が必要です。」そのためにも、あれだけ多くのフォレンジックを実施してつかめなかったのかと疑問が湧きます。どうしても、経営陣の責任には切り込みたくないという暗黙の意思を感じます。

2) 現経営陣の関与は本当になかったのか? 監査役はどのように動いたのか?

① 現 CEO 代表取締役社長の菊岡 稔氏 (F 氏) の関与について

- ・2020年4月13日の第三者委員会の調査報告書の公表時に行われた web 会見で、菊岡現社長は焦点である経営陣の関与についての質問に、「経営陣の関与があろうがなかろうが、こういうことを招いたことが残念。私自身は一切関与していない。これを是正していくよう頑張る」と続投の意欲を述べています。「私自身は一切関与していない」という表現自体が、既に過去・現在のある経営陣は関与していることを暗に認めているようです。菊岡氏は日本電産常務などを経て、2017年に JDI に入社し、2019年5月に常務執行役員 CFO に就任して、4ヶ月後に CEO 社長ですので、関与するには在職期間が短いかもしれません。
- ・今後、金融支援者いちごアセットからの代表取締役会長スコット・キャットン氏と共同して、この不正会計処理問題を如何に総括し乗り越え、どのように JDI を再建していくのかが問われます。さもなければ、JDI の将来は、「店じまい」に向かって一直線という事態にもなりかねません。

② 現監査役会メンバーについて (別紙 1 参照)

- ・常勤監査役 2 名 + 非常勤監査役 2 名の体制ですが、保田隆雄常勤監査役 (O 氏) が監査役在任 4 年で、他の 3 人はそれぞれ 7 年強と比較的長期間の在任であります。2014 年 3 月期～2019 年 3 月期までの有報を見ますと、常勤監査役報酬は平均 1 人 18⇒22 百万円ですので、東証 1 部上場企業のレベルでは中の下程度かも知れませんが、経常的な赤字会社にしては増額率含め、恵まれているという印象があります。社外役員では、1 人平均 8⇒11 百万円になっています。(参考: 社内取締役平均 37⇒47 百万円、期中退任分調整後) それぞれの監査役の出身関係では、ソニー、東芝、弁護士、公認会計士であり、保田氏の前任者は、日立出身者でした。
- ・保田氏は JDI 発足以来、人事・システム・環境管理等を統括する執行役員を務め、コンプライアンス委員会委員長も兼務していました。その当時から在庫管理等に強い懸念を抱いており、国内の製造拠点が費用の先送り等の不適切会計処理の指示を受けたと誤解する懸念も抱き、事業部門の幹部に不適切会計処理を誘発しないよう注意を促したこともあったようです。そして、常勤監査役に就任した直後 (2016 年 6 月)、本社経理部門メンバーから、当時の本間会長 CEO からの業績必達のプレッシャーが厳しく非常にストレスを感じていると聞き、危機感を抱きます。
- ・そこで、保田氏は翌月に、川崎和雄常勤監査役とともに、本間会長 CEO から経営陣に対して、今のようなプレッシャーをかけていると、不正会計や内部告発のリスクがある旨伝え、プレッシャーを緩和しコンプライアンス遵守を徹底する事と、経理部メンバーに対して職業的倫理観を鼓舞し適正会計を遵守する様経営者自らの言葉で語ることを具申します。それを受けて、本間会長は経理部門のマネージャー以上を集め、経理部門は適正会計を徹底する様に訓示します。(128 ページ)
- ・しかし、この時点以前に様々な不正会計処理は実際に実行されており、その後に発生した不正会計処理

も結果的に防ぐことは出来なかったとあります。調査報告書は、「不正会計処理の実態を発見するには至らなかったものの、経営陣に対して不正会計のリスクを具申し、会長の訓示を実現させた」と評価していますが、結果的に不正を防ぐことが出来ない原因を追究することが第三者委員会の仕事ではないかと言いたくなります。経営陣への責任追及を避けたい意思がありありと感じられます。

- ・常勤監査役が会長にそこまで具申したのなら、単なる会長の訓示にとどまらず、経理部門メンバーにその後の実務のフォローのヒアリングをするべきであります。なぜなら、経理部門他の実務部隊にとって、その訓示が単なる表向きのレモニーと理解された可能性があるからです。監査役は内部監査部門を活用し、実務の改善具合をフォローさせることは可能であったはずですが。さらに、弁護士や公認会計士の社外監査役に情報通達し、監査役会としての公的な対応を何故取らなかったのかであります。この2人の常勤監査役の行動の背景には、相当程度の不正会計処理の疑義を持っていたのではないかと思います。取締役会への報告や、監査法人との情報交換に供された確証は見当たりません。2017年3月期の有報にある「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」では財務諸表監査も内部統制監査の両方が「無限定の適正」との判断になっています。（監査役会の監査報告は未調査。第三者委員会は監査役会議事録を閲覧したのか不明）
- ・中途半端な常勤監査役の働きに残念な思いが募ります。性悪的にとらえますと、これらのことも「出来ることはやったのだ」という常勤監査役の言い訳の確証つくりと見える可能性もあります。監査役4人のうち、3人はJDI草創期から7年間変わりなく継続していることは、彼らの68～73歳という年齢が通常の1部上場企業なら内規上役員定年を過ぎている年齢でもあり、執行側にとって都合の良い監査役であったという可能性も否定できません。赤字継続企業でありながら、恵まれた監査役報酬額もその見返りのような推測も出てきます。

③ 2018年5月の内部通報を監査役含めた経営幹部は何故「人事案件」と判断したのか？

- ・調査報告書130～131ページに驚くべき事実が記載されていました。2018年5月17日に当時の財務統括部財務部に所属していた従業員が、東入来会長CEO（D氏）に直接メールを送り、不正会計処理の存在等に関する通報を行い、5月30日には仕掛品の評価替え部分が約82億円存在する電子ファイルを当会長に報告したということです。その報告の中に、真偽は不明ですが、「A氏の社内評価に比べ、財務会計処理の提言をしてきた自分の評価が不当に低い」とコメントしていたというのです。
- ・ここで素直に疑問に感じることは、この従業員は上司のA氏を不愉快に思っているながら、A氏と密接に接しているであろう当時の会長CEOに、なぜ直接通報をしたのか？ということです。2019年3月期の有報36ページの「③内部統制システムの整備の状況」によれば、「コンプライアンス管掌執行役員は、通報先として社内通報窓口と社外通報窓口（法律事務所）から構成される内部通報制度を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努める」「コンプライアンス管掌執行役員は、内部通報制度に寄せられた情報のうち、重要なものを常勤監査役に報告する」と規程されています。当然、この従業員も社内規則は知っていたはずですが。いきなり法律事務所に通報するには、ことが大きくなることを警戒したのかも知れません。それにしても、内部監査部門や常勤監査役に通報すれば、情報が抹殺されると判断したのでしょうか？そもそもコンプライアンス管掌執行役員自体が信用されていなかったようにも思えます。
- ・東入来会長CEOは、この通報を大島隆宣常務執行役員CFO（L氏）、保田隆雄常勤監査役（O氏）、川崎和雄常勤監査役、その他経営陣・幹部に見せます。その結果は「同通報は元従業員自身の人事上の不満を主張するものと考え、A氏が不適切会計処理に関与しているとは思わなかったため、元従業員通報は基本的には人事案件であると判断した」と調査報告書はまとめています。

- ・内部通報者が不正会計処理の存在と一部確証まで通報しているのに、この人事案件との判断はまさに「臭いものに蓋をした」結論であります。CFO と常勤監査役の罪は大きいと判断しますが、既に彼らは不正会計処理の事実は承知しており、企業防衛策としての処分を考えたのでしょう。常勤監査役は社外監査役にも情報共有はしたのか不明ですが、監査役会としての法的対応には進めていません。
- ・さらに、この内部通報があったとき、現菊岡 稔社長（F氏）は財務統括部長で当通報者の直属の上司であったはずですが、この通報内容を見た幹部には含まれていなかったようです。2020年4月13日の記者会見（web会見）で、この内部通報に対する責任を問われた菊岡社長は、「経理と財務では、レポートラインが異なっていた」と苦しい説明をしたようです。
- ・不思議なことに、東入来会長は、外部の弁護士にこの件の調査を依頼したそうです。この弁護士が内部通報システムの社外通報窓口かどうかは定かではありませんが、「調査に必要な基礎資料が経理部門から提出されず、またA氏のインタビューが十分に行えなかったため、2019年1月までに調査を断念した」とあります。会長CEOが本気に調査を指示するなら、経理部門が非協力的で、A氏のヒアリングが十分出来ないとは思えません。途中で、2018年11月にA氏の業務上横領事案に関する社内調査委員会が発足し、社内のリソースがその真相解明に費やされたことも影響したようです。
- ・最終的には、この内部通報は、2019年4月に、大島隆宣常務執行役員CFOの2ページの簡素な調査報告書で調査完了として処理されました。調査結果は、会計上一切問題なしとのこと。調査実行者はA氏の元部下2名であったと知り、本当に驚いてしまいます。まさに「デキレース」そのものです。このところを、第三者委員会が突っ込んでいなかったことが、組織的隠蔽を容認しているとして調査報告書の評価が落ちる大きな原因の一つになっています。

④ A氏横領事件を2018年に公表しなかったことを監査役は座して見ていたのか？（別紙2参照）

- ・2018年11月に、A氏の5億7800万円の業務上横領の疑いが起こり、JDIは社内調査委員会を設置しますが、この横領が判明した経緯があいまいです。社内調査結果、架空の会社口座への業務委託費名目での金銭振り込みと収入印紙の不正換金によるものだそうですが、12月28日にA氏がギャンブル使用等を認めたことより懲戒解雇にし、刑事告訴したことが、約1年後に公表されます。
- ・何故、解雇した直後に公表しなかったのかは、その後の2019年4月～12月までの赤字経営と債務超過不安による金融支援交渉の経緯上、公にはしたくないとの経営上の判断があったものと推測されます。

（別紙2の「その後のJDIの経営問題続出状況」参照）

- ・このような、執行側の判断に対する監査役会としての検討や議論がされたのか、確証はありませんが、おそらく執行側の意向に内々に同意したものでしょう。2019年3月期有報にも、これに関する一切の記述は見当たりません。2020年4月13日の「有報の訂正報告書」には、その経緯が記述されています。
- ・約1年後の2019年11月21日に、上記A氏の不幸事に関する一部報道があり（朝日新聞のスクープ記事と遠藤弁護士のブログに記載あり）、JDIは懲戒解雇と刑事告訴の件をやむなく？公表します。この新聞報道も如何にして情報を得たのか疑問ではあります。
- ・その5日後の11月26日に、突然A氏が「過去に経営陣の指示により、不適切な会計処理を行った」との通知をJDIにします。何故、この時点でA氏が通知したのかは本当に不可解です。秘密にするとの裏取引があったのに、公表されて身の危険を感じたものでしょうか？JDIは告訴しましたが、結局5億円強の横領金額がどうなったかは不明のままです。
- ・4日後の11月30日に新宿のホテルで意識不明で発見されたA氏は死亡します。自殺かどうかの憶測があり、まるで、TVのサスペンス物語のようです。

- ・12月2日の取締役会で「特別調査委員会」の設置が決議され、12月24日の取締役会で「第三者委員会」の設置が決議され、2020年4月13日に第三者委員会の調査報告書が公表されたのであります。この一連の流れで、監査役会が具体的にどう動いたのかは、現在のところ分かりません。少なくとも、監査役会として主体的に行動を起こした形跡はないようです。

⑤ どの経営幹部に責任を取らせば良いのか？

- ・個人的には、CEOでは、B氏（代表取締役社長であった大塚周一氏）、C氏（代表取締役会長であった本間 充氏）、D氏（代表取締役会長であった東入來信博氏）、COOでは、G氏（取締役社長であった有賀修二氏）、E氏（代表取締役社長であった月崎義幸氏）、CFOでは、J氏（執行役員であった西 康宏氏）、k氏（執行役員であった吉田恵一氏）、L氏（常務執行役員であった大島隆宣氏）、監査役では、O氏（保田隆雄常勤監査役）、川崎和雄常勤監査役、江藤洋一監査役、川嶋俊昭監査役の方々は、善管注意義務違反や任務懈怠に問われる可能性があると思います。F氏（常務執行役員 CFO であった現菊岡 稔代表取締役社長）は微妙です。
- ・しかしながら、関西電力の金品受領問題に係る旧経営陣の訴訟決定では、株主からの提訴要求を受けて監査役が設置した外部弁護士による「取締役責任調査委員会」の報告に基づき損害賠償を求めるといように、監査役が動かなければ、例えば善管注意義務違反等で責任を追及することは困難と思えます。今までの JDI の監査役会の動きからして、現状の監査役メンバーでは期待は薄いように思えます。

3) INCJに責任は問えないのか？

- ・JDI 発足から上場後の一定期間の重要な投資案件・財務案件や経営陣の人事・報酬について、INCJ から派遣された社外取締役 M 氏（谷山浩一郎産業革新機構の managing director）が同意しなければ、取締役会に上程することが不可能なシステムであり、INCJ が実質的な意思決定権限を有していたことから（28、125、127 ページ）、経営責任は当然あるものと思われます。
- ・「INCJ は必ずしも実現が容易とは言えない目標値（特に営業利益）を掲げ、JDI の経営陣・幹部らに対して、その達成を求めた。そのため JDI の経営陣・幹部には会社の業績を良くしたい。何とかして目標値を達成したいという欲求があった」（125 ページ）と調査報告書は述べ、これが不適切会計を招いた一因と結論付けはしていますが、この INCJ の責任については深く追求していません。不思議なことに、キーマンである M 氏（谷川社外取締役）はメールのフォロジックのリストから外されています。
- ・JDI は 2019 年 9 月末に 1,106 億円の債務超過で経営危機に瀕していましたが、2020 年 3 月 26 日に投資会社のいちごアセットより、504 億円の資金調達、INCJ に対する 1,020 億円の DES（負債の優先株化）や関係会社枠での代物弁済などで、2020 年 3 月末に債務超過を解消したそうです。INCJ による JDI への投資総額は 4,620 億円で、回収分を除いた残額でも 2020 年 3 月 25 日で、2,746 億円もあり、INCJ は官営ファンドであり広義では国民の税金を原資としている関係上責任から免れないのではないかと問われています。（2020.4.27 東洋経済 online）

3. 6月18日遠藤弁護士からのレポート

- 1) 論点3：内部監査の態勢・内部監査部門との意見交換
- 2) 論点4：白山工場の減損を行わないとの社内決定における監査役としての対処

「論点3」内部監査の態勢・内部監査部門との意見交換

① JDIの内部監査体制の脆弱ぶり。

- ・2014年3月期有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」によれば、当時の売上高が1兆円に近づこうかという時期でありながら、内部監査室の専任室員は2名でしかなく、兼任室員が何名かは未記載の為不明でした。2017年3月期になって漸く4名となり、2018年3月期で5名体制になり現在に至っています。2019年3月期の内部監査室の説明は「代表取締役会長の承認を受けた年度監査計画に基づき、業務監査においての問題点の指摘・改善のフォローを実施します」とだけ記載があります。
- ・調査報告書の129ページには、以下の内部監査の状況が記載されています。
 - 1) CEO直下の機関で、拠点監査とテーマ監査が対象である。
 - 2) 拠点監査は、国内拠点を原則隔年で監査、海外の製造会社とEMSは毎年、海外販売会社は隔年実施。会計・財務部門の監査は、会計監査人が問題を指摘した事項のみが対象で、指摘がなければ調査・監査は行われず。2014年以降は本社の各部署に対する拠点監査は実施されなくなった。
 - 3) テーマ監査は、リスクが高いと判断されたテーマのみの監査で下請法や特定輸出が主な対象であった。2017年度に課題在庫がテーマに上がったが不適切会計処理は未発見。タリシ領収書の監査もあったが、それ以外の不適切会計を対象とした監査は、JDI発足以来実施されていない。事実上、会計監査人任せであった。
 - 4) 財務統制に係る内部統制システムについては、基本的に会計監査人のJ-SOX監査に依拠していた。
- ・まったく、1部上場企業の内部監査としては、欠点だらけであり、内部監査規程等基準の整備や、定例的な監査役や会計監査人との情報交換がどれだけでできていたかは不明であります。このような状況を監査役会が座視してきたことの遠因は、CEO直下の組織であったことが影響していたかもしれません。

② 指名委員会等設置会社への移行。

- ・JDIは2020年4月28日に不適切会計処理の再発防止に向けた改革に取り組むため、社外メンバーが過半数の「ガバナンス向上委員会」を設置しました。内部統制に係る不備の是正、経営体制・ガバナンス体制の強化、及び再発防止策の実行に向けて、当該向上委員会が指名委員会等設置会社への移行を答申し、6月18日取締役会で審議の結果「2020年8月26日定時株主総会における承認を条件として、指名委員会等設置会社への移行」を決議しました。
- ・当該向上委員会は、内部監査体制と内部通報制度の改訂も決議しました。今後の内部監査体制の強化として、内部監査室を監査部に昇格し、人員の増強等も実施し、経理部門への監査の強化等も対象になっています。
- ・指名委員会等設置会社への移行に伴い、経営の監督機能の強化として、社外取締役を過半数とする取締役会、同じく社外取締役を過半数とする取締役指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置するとのことです。社外取締役が委員長を務める監査委員会が内部監査部門と連携して監査機能の強化を図るとしていきます。おそらく、CEOの直下機関という構成はなくなるのでしょう。

③ 内部監査部門の質的増強・拡充と監査役等との連携強化。

- ・問題は組織監査スタイルの成否を決める内部監査部門の質的増強と監査役及び会計監査人との連携の強化具合にあると思います。入れ物を作っても中身が充実していないと、結果は付いてきません。その限りでは、そろそろ現在の旧体制の監査役メンバーの入れ替え時期に来ていると思います。また、JDIの旧経理部門の言いなりになっていた可能性のある、あずさ監査法人担当者の入れ替えも監査役から申し入れすべきかも知れません。

「論点4」白山工場の減損を行わないとの社内決定における監査役としての対処

- ① 調査報告書では以下3点で2018年3月期において減損回避を行ったとの記述があります。
- ・70ページ・「減損損失の計上回避を企図して判定用資料の数字を操作し、会計監査人に事実と異なる説明を行った。
 - ・73ページ・「2018年3月期の減損を前提に翌期以降の減価償却額を減らし、今後の利益計画を良くした上で、2018年3月度の減損を行わないという詐術的な手法や、実現可能性の乏しい技術開発や巨額投資を前提にした計画で監査法人を説得した」
 - ・72ページ・「2018年8月に、A氏が上司（大島 CFO？）へ『前期の減損を回避した処理は会計的に正しくありません』とメールしていた。特別調査委員会に『2018年3月期に本来減損すべきであった』と供述した者がいた」
- ② この処理の理由は、遠藤弁護士が「分析の総括」最終ページでまとめられた内容の通りであったのでしょうか。
- ・2期連続で債務超過になることを避けるために2018年3月期の減損を回避したかった為。
 - ・JDIは2018年4月に海外機関投資家と日亜化学工業に対して、第三者割当増資により約350億円を調達したため、2018年3月期に減損すべきで、不適正会計処理があったと認めると、両社から訴訟を受けるリスクがあった為。
 - ・JDIは2019年12月のいちごトラストとの資金調達に関する基本合意の交渉にも影響を与える為。
- ③ 2018年3月期の財務諸表監査と内部統制監査に対して、あずさ監査法人がともに無限定適正の監査報告書を発行している段階で、上記減損回避の作業を認知していたとしても常勤監査役が敢えて口をはさむことは難しかったと推測します。事前に、監査役会の総意として、減損回避について会計監査人との意見交換をする場があれば、また違った結果があったかも知れませんが、執行側とは相当な軋轢が発生したと想像され、「監査役の覚悟」が問われます。その点、今後はKAMの適用により、事前に問題視することが容易になるかも知れません。
- ④ とはいえ、調査報告書の70ページに記載された「結論として不適切な会計処理は認められなかった」という第三者委員会の結論は理解しがたいものです。1年後の2019年3月期に減損処理しているので、「武士の情け」をかけたということで、第三者委員会の責務は果たせたのでしょうか？
- ⑤ ここで、2期連続の債務超過の会計上の関連性を検討したいと思います。訂正後の有価証券報告書によりますと、2017年3月度、2018年3月度、2019年3月度の結果は以下の通りでした。

	2017/3期	2018/3期	2019/3期
資産合計	9,000億円	6,049億円	5,385億円
負債合計	5,895億円	5,319億円	5,376億円
当期純利益	△347億円	△2,397億円	△1,063億円
（白山工場の減損）			（753億円）
株主資本	3,079億円	683億円	△33億円

2019/3期の白山工場の減損を2018/3期に行えば、2期連続の債務超過のメカニズムは如何なものか？

- ⑥ 訂正前の有価証券報告書にはあずさ監査法人の財務諸表監査報告と内部統制報告が付いていますが、訂正後の有価証券報告書には、財務諸表監査報告だけで、内部統制報告書が付かないのは何故でしょうか？
- ⑦ 東洋経済 online2020.4.27 に、「過年度訂正によって事後的に債務超過が発覚した場合、それだけを理由に上場廃止や2部降格となることはない」と記載がありましたが、その根拠は何でしょうか？